

投資事業評価調書（継続：再評価〔第2回〕）

部課室名	土木局港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 芝原 平 (環境係長 林 健児)	内線	4440 (4455)
事業種目	港湾事業	事業採択年度	H 9	現計画	再評価時点
事業名	姫路港廃棄物処理事業	着工年度	H 9	総事業費	約 8.6 億円
		再評価年度	H 1 2	内漁業補償費	約 8 億円
事業区間	網干沖地区			完成予定年度	H 2 2
所在地	姫路市 網干区 興浜			進捗率 (内補償進捗率)	92% (100%)
				残事業費	約 7 億円
事業の目的			事業内容		
港湾周辺の良い環境維持、及び港湾の適正な管理を行うため、播磨地域の公害防止対策事業や港湾整備等により発生する浚渫土砂等を受け入れる処分地を確保する。			埋立護岸 L = 1,639m 〔負担割合 国:2.5/10 ,県: 7.5/10〕		
事業を取り巻く 社会経済情勢等 の変化	再評価後、護岸の詳細設計を行った結果、地盤が当初予測していたより軟弱であったため、地盤改良に多額の費用を要することとなり、全体事業費が増額になった。漁業補償交渉が難航したため、工程が2年遅れたことと、土砂受入計画を見直した結果、受入期間を2年延伸することとしたため、全体工程が4年延伸することとなった。				
進捗状況	平成15年3月に埋立免許を取得し、平成15年度から護岸工事に着手した。平成18年度に東護岸の開口部を残して護岸を概成させ、同年9月に土砂受入を開始する予定。(H18、事業費約2億円) 浚渫土砂の受け入れ後に開口部を閉め切り、護岸水叩き等を施工し、事業完成を目指す。(H19~22、事業費約5億円)				
評価視点	評価結果の説明				
(1)必要性	土砂処分地の不足により、航路・泊地の維持浚渫ができないことから、船舶の航行及び荷役に支障があり、海上保安部から早期浚渫の指導を受けている。 姫路市内の住工混在地区を解消させるため、埋立後の土地については、都市機能用地としての活用が求められている。 臨海部では、工場立地が進んでおり、市民が憩える水辺空間を創出するための緑地整備が望まれている。				
(2)有効性・効率性	費用便益比 B / C = 2.6 (前回評価時 3.5) 地盤改良費用等が増額したため、B / Cが変化したが、投資効果は高い。当処分地の整備により、H25年度までに播磨地域から発生する浚渫土砂等の受け入れが可能となる。				
(3)環境適合性	護岸工事中及び廃棄物受け入れ期間中は、周辺海域の環境に悪影響を及ぼさないようにするため、水質・底質調査等を継続的に実施する。 南護岸は、自然石を用いた緩傾斜式にすることにより、海藻や魚類等の生育環境を確保するとともに、親水空間の創出を図る。				
(4)優先性	公害防止事業を推進するとともに、播磨地域の港湾の航路等の安全確保や荷役効率を向上させるため、当該事業による浚渫汚泥・土砂を受け入れる処分地を早急に整備する必要がある。 中島地区処分地の受け入れが、ほぼ完了しているため、当処分場の受入を予定通り開始する必要がある。				
再々評価の結果	継続	左の理由	浚渫土砂等の処分に対する需要は極めて高く、事業の必要性は、事業採択時と変わっていないことから、継続して事業を実施する必要がある。		